

カスタマーハラスメント防止対策に関する協議会設置要綱

(設置の目的)

第1 カスタマーハラスメントについて、現状を把握し、防止に向けた対策のあり方を協議するため、「カスタマーハラスメント防止対策に関する協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 民間企業及び公共サービスの現場におけるカスタマーハラスメントの現状把握及び分析に関すること
- (2) カスタマーハラスメントの防止に向けた対策のあり方に関すること
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。なお、労働局長はオブザーバーを置くことができる。

2 労働局長が必要であると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(座長)

第4 協議会に座長をおき、労働局長が指名する。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、労働局長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(運営)

第5 協議会は、労働局長が招集する。

2 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討を行う場合又は協議会を公開することにより適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、座長が協議会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

3 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6 協議会の事務局は、愛知県労働局労働福祉課内に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月2日から施行する。

カスタマーハラスメント防止対策に関する協議会 構成員名簿

所属等	役職等	備考
愛知県経営者協会	専務理事	
愛知県商工会議所連合会	名古屋商工会議所企画部長	
愛知県商工会連合会	専務理事	
愛知県商店街振興組合連合会	専務理事兼事務局長	
愛知県中小企業団体中央会	専務理事	
大府市	企画政策部長	
名古屋市	総務局職員部長	
名古屋大学	教授 深澤龍一郎	座長
南山大学	教授 緒方桂子	
日本労働組合総連合会愛知県連合会	事務局長	
日本労働組合総連合会愛知県連合会	副会長 (UAゼンセン)	
弁護士	富田隆司	
愛知県警察本部	警務部参事官	
愛知県経済産業局	産業部長	
愛知県県民文化局	県民生活部長	
愛知県人事局	人事管理監	
愛知県労働局	就業推進監	

(敬称略)